

【参考資料1】「知っていますか？～宅地建物取引業とじんけん～」より抜粋

(大阪府建築振興課 2009年3月発行)

●宅地建物取引業者に関する実態調査結果

○取引物件が同和地区であるかどうかの質問を受けた経験

	2003年	1997年	1991年
ある	<u>52.6%</u>	48.4%	41.0%
ない	43.2%	46.0%	56.3%
無回答	4.2%	5.5%	2.6%

○取引物件が同和地区又は同じ小学校区であるために取引不調になった経験

	2003年	1997年	1991年
不調になったことはない	60.4%	50.4%	61.6%
話題になったが成立	11.1%	12.4%	10.3%
不調になった	<u>21.8%</u>	27.4%	21.8%
無回答	6.6%	9.9%	6.2%

○取引物件が同和地区であるために価格に影響した経験

	2003年	1997年	1991年
ある	<u>36.8%</u>	38.0%	32.3%
ない	17.0%	19.0%	24.9%
わからない	43.0%	36.6%	40.0%
無回答	3.2%	6.5%	2.8%

- 事業者が不動産物件が「同和地区にある」「同和地区と同じ校区にある」という情報を収集したり、顧客の求めに応じて教えたりする行為は、大阪府個人情報保護条例47条に違反する行為になります。

●大阪府個人情報保護条例（抜粋、1996年3月制定）

第47条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

- 一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- 二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

【参考資料2】大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針（要約）

1993年3月、大阪府は「大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定（2008年4月改訂）しました。これは、それまでの差別事件への反省や、1991年の「宅地建物取引業者に関わる人権問題実態調査」の結果など、一連の取り組みを総括したうえで、宅地建物取引における差別撤廃への課題と今後の方向を指し示した基本方針といえるものです。

「指針」では、はじめに「予断と偏見に基づく差別は、根強く残っており、宅地建物取引の場において、同和地区物件に対する調査および価格面における差別的取扱い、在日外国人に対する民間住宅への入居機会の制約などの形で問題化している」と差別の実態を指摘し、「宅地建物取引の場における人権問題の解決を図るため、府および業界は、それぞれの機能分担を明確にし、人権意識の高揚と普及に努める」ことを謳っています。

その上で具体的に宅建業者については、①人権意識の高揚に努め、信頼性を確保すること。取引物件が同和地区あるいは同和地区を含む校区のものかどうかの調査や報告並びに教示をしてはならないこと。差別につながる不当な広告や表示をしないこと。国籍や障害、高齢等の理由により入居の機会を制約したり、これを助長する差別行為をしないことなどを列挙し、これらを「宅建業者の責務」として規定しています。

また、②「業界団体の責務」として、団体構成員に対する啓発指導を課すとともに、③業者、業界団体ともに、差別事象を把握した場合の大阪府への報告を求めています。

【参考資料3】

【忌避意識解体への模索】

忌避意識は、それを道徳的に批判しても退治できるものではありません。忌避意識を無くすには、具体的な各種取り組みが必要です。

①正しい知識の習得と部落の生活実態の改善

忌避意識の背景に部落問題に関する無知や誤った理解があります。そもそも、部落問題とは何か。今日でも部落差別の現実はあるのか。それはどのような形であらわれているのか。封建的身分制度が解体されたにもかかわらず、なぜ部落差別は解体しなかったのか。正しい知識の習得は重要です。

また、部落に対するマイナスイメージや忌避意識をなくしていくために部落の生活実態の改善も重要です。これまでの取り組みによって、部落の実態の差別は大きく改善されました。しかし、なお多くの課題が残されていることも事実です。

②差別禁止法の制定

「差別は許されない」ことを個人の倫理観や人権意識にゆだねるのではなく、人権擁護や差別禁止に関わる法制定が重要です。社会の規範である「法」のもつ啓発効果は大きく、社会の動向が人権尊重の方向に確実に進んでいることを市民に感じ取らせる大きな役割を發揮し、忌避意識の克服に大きく作用していくでしょう。

③企業・行政・各種団体・地域等での取り組み

企業など組織が個人の認識に及ぼす影響力は、大きいものがあります。例えば、企業における同和問題研修の取り組みは研修内容による影響というよりは、企業の中でこうした取り組みが実施されているという事実そのこと自体が、参加者に高い啓発効果を發揮し、時代や社会の流れを印象づける役割を果たしているものと思われまます。

また、地域における身元調査お断りの取り組みなど、生活現場からの市民相互の人権ルールが作りだされていくとき、忌避意識は行き場を失っていくでしょう。

企業や地域に限らず、行政や宗教界などさまざまな組織や団体等での取り組みの推進が期待されています。

【参考文献】

見なされる差別：なぜ、部落を避けるのか

奥田 均 著 (株)解放出版社 2007年11月15日 初版